□不利益処分の処分基準

部課室等名				環境部環境保全課
不利益処分名				特定施設の振動の防止の方法等の改善命令
根	拠	法	令	振動規制法
根	拠	条	項	第12条第2項
連	絡 先		先	(電話 621-5213)
処分基準				1 処分の要件 法第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は法第12条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。 2 処分の内容 法第9条の規定による勧告を受けた者又は法第12条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 法第9条、第12条第1項
	参	考 -	事項	(罰則) 法第24条
	設定	等年	月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)